

返戻金制度について

◇返戻金制度に関する事項

当協会の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

1. 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合、紹介手数料の 80%を返還するものとする
2. 入社後 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合、50%を返還するものとする

※返戻金制度は有料職業紹介契約書により、別の定めに変更する場合があります。

JIC 協同組合支援協会
許可番号：23－ユ－302823